

地域自給圏を創出し、 水田農業と都市農地を守る

蔦谷栄一（農的社会デザイン研究所代表）

必要なのは基本法の見直しか？

1961年に成立した農業基本法は、経済成長にともなう食の「高度化」に対応した選択的拡大と、機械化、肥料・農薬の使用による農業の近代化、これによる農工間所得格差是正にねらいがあった。99年の食料・農業・農村基本法は、貿易の自由化に対応した国内農業の立て直しと、輸入・備蓄も含めた食料の安定供給、農村政策の強化を意図した。99年基本法の結果は改めて述べるまでもなく、食料自給率は低下・低迷を続ける一方、規模拡大・効率化に偏重し、農村政策や環境対策は軽視されてきた。道半ばであり、本法の本格的な実行・徹底が求められているのが現況である。

また本法では第2条に「食料の安定供給の確保」、19条には「不測時における食料安全保障」が置かれている。第2条を食料

安全保障の概念に含めるかどうかの議論はあるが、実質的には食料安全保障についての法的手当てはなされていると理解する。それなのに基本法自体の見直しが必要だ、という。

率直に言って、いくら法律をいじり回しても、それは政治家・官僚の手柄にはなっても、これを本気で何としても実行していくのでなければ、現場にとっては振り回されるだけのいい迷惑、金と時間の無駄と言うしかない。ではあるが、基本法の見直しをやるというのであれば、日本農業が危機に瀕している現況、どのような日本農業にしていくのかをこの機会にあらためて大いに議論し、国民の合意を形成していくことが必要であろう。

食料安全保障の基盤は水田稲作

日本農業のあり方についてあらためて検

討していくにあたってのキーワードは、食料安全保障と持続性であると考える。食料安全保障については、目下のところ、穀物自給率の向上を重点に、小麦・大豆・トウモロコシの増産を、水田の畑作化によって進めていこうとする流れにある。米の一人当たり消費量の減少に人口減少が加わり、水田の余剰感は強く、水田の畑作化が欠かせないということに異論はない。

しかしながら、ここでまず問題にしたいのが食料安全保障の概念である。食料安全保障については、食料・農業・農村基本法の二つの条文にみるように、①平常時から備え、安定供給というレベルと、②輸入が途絶するような不測の事態のレベルと二つに分かれる。①は②を前提にしたうえで組み立てていくことが必要であるが、今の議論では①を強化することで②もクリアできるといって逆転した論理になっている。

つたや・えいいち

1948年宮城県出身。農林中
金総合研究所を経て、農的
社会デザイン研究所代表。
著書に『未来を耕す農的社
会』（創森社）、『日本農業の
グランドデザイン』（農文
協）ほか。

言い換えると、①は現在の多様化した食生活を前提にしたものであるが、②は気候風土にあった適地適作で、地域資源として確たる生産基盤を有することが要件であり、水田稲作がコアとなる。一定程度の水田の確保・維持を基本に置いたうえで、水田の畑作化を進めていくことが必要と考える。すなわち米を中心とした日本型食生活を基本に置いた食生活、食育をしっかりと据えたうえで、輸入物も含めて一定の食の多様化も包含していくということになる。

これに関連して農業の持つ多面的機能に着目することが重要である。この機能の多くは、土の流出防止、地下水の涵養、洪水を防ぐ機能、景観保全、文化伝承等という具合に、水田稲作であるからこそ発揮でき、このためには森—里—川—海の地域循環を創出していくことが要件となる。多面的機能の発揮は国土安全保障の重要な役割を担うものでもあり、水田稲作の持つ価値を再確認したうえで整理が求められる。

都市農地の半永久的保全を

さらに、不測の事態には燃料確保もままならず、国内輸送が滞ることをも前提にしておく必要がある。これをカバーするためには地産地消を促進していくことになるが、都市化、それも一極集中が進行するなか、

首都圏を中心に都市部での食料の確保は容易ではない。

この時に存在価値を発揮するのが都市農地である。都市農業振興基本法により市街化区域内農地は「宅地化すべき農地」から「ありうべき農地」に位置づけが変わり、特定生産緑地制度や生産緑地の貸借が可能になった。とはいえ、都市農地が半永久的に保全可能な状況には程遠い。都市農地の半永久的保全を可能にする制度の創設があわせて重要課題となる。

小農・家族農業の維持と国民皆農

食料安全保障を踏まえた日本農業は、持続性の確保が要件となるが、その最大のポイントとは担い手問題だ。余剰とされる水田稲作はこのままでは担い手不足で存続が危うい。

水田を維持し、多面的機能を発揮させていくには小農・家族農業の存在が不可欠である。大規模で効率性の高い農業は、小農・家族農業が経済効率では計れない百姓仕事を担っているからこそ成立可能といえる。多様な担い手があつてこそその水田農業である。そして担い手の高齢化が進行するなかで新規就農者の確保が絶対条件となるが、これは都市部からの人口移入を大幅に増やすことによつてしか解決不能であり、

田園回帰が不可欠だ。

また都市農地を保全していくためには、市民が市民農園等により農業スキルを獲得し、援農、さらには担い手を獲得していくことが必要である。このため市民皆農・国民皆農に向けての「農あるまちづくり講座」、さらには「協働農場」の展開等の各地での活動が欠かせない。これらを踏まえて田園回帰による新規就農者を確保していくしかない。

基本に置くべきは小さな自給圏の創出であり地方分散型の国家ビジョンなのである。



写真＝尾崎たまき